

目 次

○第1号（8月24日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議案第50号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第 4 議案第51号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第 5 議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第 6 議案第53号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について	7
閉 会	19

平成30年第3回

榛東村議会臨時会会議録

第 1 号

8月24日（金）

平成30年第3回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成30年8月24日（金曜日）

議事日程 第1号

平成30年8月24日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第50号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第53号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君		
事 務 局 長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前10時00分開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第3回榛東村議会臨時会を開会いたします。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において行います。

12番岸昭勝議員、13番早坂通議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。



◎日程第3 議案第50号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第50号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議案第50号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、説明します。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正議案文は議案書1ページから、新旧対照表は議案参考資料2ページになります。

なお、説明については、議案参考資料にて説明させていただきます。

議案参考資料1ページをごらんください。

改正点といたしましては、本年3月31日に交付された地方税法等の一部改正に伴うもので、生産性

革命の実現に向けた償却資産の特例措置により村が作成した導入促進基本計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について固定資産税を最初の3年間においてゼロまで軽減することを可能とする特例であり、本村においては、本年7月に導入促進基本計画が定められ、その後村内の事業所等から導入促進基本計画に基づく事業計画書が提出されたことにより該当事業にかかわる円滑な事業着手について、本件税条例に所要の改正を必要とするため、本臨時会に上程したものです。

施行日については、公布の日となります。

関係法令、予算にあつては、記載のとおりです。

なお、今回の改正は、平成30年度税制改正に伴う条例改正の一部であり、平成30年10月1日以降を施行日とした改正部分については、本年9月に開催される平成30年第3回定例会に改めて上程いたしますことを申し添えます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。まず反対の討論から許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

議案第50号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第51号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第51号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第51号について説明申し上げます。

議案書につきましては、3ページから4ページ、議案参考資料については、3ページから5ページになります。

それでは、議案参考資料により説明させていただきます。

改正の概要は、国民健康保険法に規定する住所地特例の適用を受けていた本村の国民健康保険の被保険者が75歳到達等により後期高齢者医療保険に加入する場合、施設所在地の広域連合が保険者となっておりましたが、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となるよう見直されたため、榛東村後期高齢者医療に関する条例につきまして、本村が後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者に高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により住所地特例の適用が継続されたものを加えるというものでございます。

参考資料4ページをお願いします。

新旧対照表になります。

第3条関係につきましては、法第55条の2について加えるものであるため、説明は省略させていただきます。

5ページをお願いします。

附則第3項についてですが、こちらは平成20年度に後期高齢者医療制度が開始されたときの特例でありますので、現在は必要がなくなっているため、削除をするものです。

議案書4ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。まず反対の討論から許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

議案第51号 榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第52号について説明申し上げます。

議案書につきましては5ページから6ページ、議案参考資料につきましては6ページから7ページとなります。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

改正の概要ですが、先ほどの議案第51号と同じく高齢者の医療の確保に関する法律の改正により後期高齢者医療の住所地特例が見直され、法第55条の2の規定の新設に伴いまして、本村が後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者に加えるものが追加されたわけですが、この者のうち本村の重度心身障害者等の認定を受けている者につきまして、引き続き福祉医療費の給付対象とするものでございます。

7ページにつきましては、新旧対照表になりますが、説明は省略させていただきます。

議案書6ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。まず反対の討論から許可します。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

議案第52号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第53号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第53号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第53号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

議案書につきましては7ページお願いいたします。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に333万円を加え、総額を56億5,050万2,000円とする補正でございます。

今回の補正につきましては、国庫補助事業に係る国の会計検査において指摘された事案につきまして、本年6月に追加の会計検査が実施され、錯誤額並びに交付金返還額が算定されましたので、補正をお願いするものでございます。

別冊の議案参考資料により説明させていただきます。

12ページお願いいたします。

初めに、歳出の事項別明細により説明させていただきます。

2款1項6目企画費、23節償還金利子及び割引料、地域経済循環創造事業交付金返還金333万円でございます。

平成24年度からの繰越事案で、平成25年度に国からの交付金、地域経済循環創造事業交付金3,280万円ですが、これを充てて実施いたしました榛東村エネルギー・地域力循環創造事業につきまして、会計検査院の検査を受けましたところ、実績として報告した事業費の中に交付金の対象外となる経費が含まれていたため、その分に係る交付金を返還するものでございます。

続きまして、歳入にいきます。11ページ、前のページをお願いいたします。

21款4項5目1節エネルギー・地域力循環創造事業補助金返還金333万円でございます。村におきましても国からの交付金3,280万円を事業者に補助金として支出しておりますので、国への返還金相当額333万円を事業者から村に返還していただくものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第2号）の説明は以上となります。ご審議の上、お認めいただきますよ

うお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 交付金の対象外の事業があるということで、その事業の内容を教えてください。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど企画財政課長が概略申し上げましたけれども、平成24年度に国の補正予算によりまして総務省が創設した地域経済循環創造事業交付金というものでございますけれども、この交付金の趣旨といいたしめようか、内容につきましては、都道府県及び市町村が地域の金融機関と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合においてその実施に要する経費を国が交付金により助成をする制度ということでございます。

本村はこの交付金を受けまして、榛東村エネルギー・地域力向上経済循環創造事業費補助金交付要綱に基づきその全額を事業者に対し補助を行ったものでございます。補助対象とされた事業につきましては、パン製造工房として利用する店舗の一部改築工事とパン製造設備の購入、2つ目といたしまして、低圧乾燥設備の購入と設置施設の一部改修工事、3つ目が廃油精製プラントの購入と設置場所の整備工事、4つ目といたしまして、農産物等直売所の一部改築工事、これは2カ所ございました。この4事業に対しまして村が補助金を交付したものでございます。事業費の総額は4,908万523円で、このうちの3,280万円を村が補助したものでございます。この補助金の財源は、全額が国の交付金でございました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 質疑ございませんか。

○13番（早坂 通君） 答弁になっていない。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 当時実績報告として計上されています費目というんでしょうか、全部で

91項目ございまして、その91項目のうち36の項目につきまして対象外である、あるいは領収書が不足しているというようなことで今回のその返還額ということになったわけございまして、交付対象外経費として指摘を受けましたのは食糧費ですとか、収入印紙の購入費ですとか、その36項目全てここで申し上げるわけにもいかないんですけども、そういった経費でございます。

繰り返しになりますけれども、対象外の経費が含まれていたというところと領収書がないと、支出が確認できないというものの積み上げがこの金額になっております。ですので、どの事業のこれということではなくて、ほぼほぼ先ほど申し上げました4つの事業の中に対象外経費も含まれておりましたし、証拠書類のないものもあったということでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 一つは多岐にわたっているということなんですが、まず具体的にちょっと説明してもらいたいのは、廃油事業についての経緯をひとつ説明をしてもらいたいということと、それとあと食糧費とか云々と出たんですけども、領収書がないということで、その辺の兼ね合いは私にはわかりませんが、事業費、村が3,280万円を補助をしてこの事業にかかった全体の額というのは、その事業者が銀行から借入れをしてお金もあるということですよ。そういった場合にその食糧費を交付金のお金を使ったという事実関係は明確に確認しているんですか。例えば事業者が銀行から借りたお金の中から支出したということだって考えられるわけですよ。その辺の事実確認はちゃんとできているんですか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 2点目のご質問のほうに先にちょっとお答えさせていただきます。

総事業費が4,845万4,917円、そのうちに事業者の自己資金、あるいは借入金を除いた3,280万円が交付金、村の補助金が対象となっております。食糧費が事業主が全部払ったということではないかというお尋ねなんですけれども、全体事業費でこの交付金の割合ですね、自己資金の割合でもいいんですけども、それを計算していますので、例えば1,000円食糧費を使ったと、その1,000円が丸々事業主が負担したというようなことではなくて、その1,000円のうち交付金、補助金の割合で自分で負担した部分、それと交付金が当たった部分ということで、そういった計算が全部の経費についてなされているわけでございます。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 廃油プラントにつきましては、今回の補助金返還には含まれておりません。これから総務省と事業者、まず事業者と村のほうで廃油プラント今議員さん言ったとおり稼

働いてない状態でございます。それを稼働するかどうかをもう一度事業者と話し合いまして、その後総務省と協議をした結果、事業を実施しないのであれば補助金返還がこれからくるということになります。今回の333万円については含まれておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） よろしいですか。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私も会計検査院がどういうふうを考えてやったのかわからないんだけど、普通一般的に考えると例えば交付金が3,280万円あって総額は4,840万円だから事業者が負担したのは1,600万円ぐらいになるわけですよ。普通だったらば食糧費借り入れのほうから使いましたよということは世の中通ると思うんだけど、なぜ国からもらっているお金は3,280万円なのに何で事業者が借り入れたお金を含めて比率で計算するのか、つまり3,840万円対1,600万円ぐらい、その比率で計算するということだよ。それは何か法律で決まっているんですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） そもそも事業者から提出されました実績報告書の中にその交付金が村の場合は補助金ということになりますけれども、その対象経費ということで実績報告がなされているということでございます。当然事業者が100%負担したという経費もあろうかと思えますけれども、そういう部分については、実績報告書に記載されるべき金額ではないということでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

2番善養寺孝議員。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 重なってしまうかもしれないんですけども、そもそもちょっと難しいんですけども、地域経済循環創造事業交付金というのはどのような交付金でどのような事業を行っているか、わかりやすく説明お願いしたいんですけども。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど早坂議員のご質問でもお答えをさせていただいたところでございますけれども、平成24年度に国の補正予算がございまして、その中で総務省が創設した新しい事業ということでございます。この交付金の制度でございますけれども、基本的に間接補助金といたしまして、道府県、あるいは市町村が一旦国の交付金を受けてそれをそれぞれの自治体が事業者、業者に補助金として交付をするというような制度でございまして、その国の交付要綱に定められています事業内容ということでございますけれども、地域での事業化を前提としたその新しく事業を興す事業関係者

の調整支援を行う地方公共団体に対して国が助成するという初期経費というんでしょうか、起業するための経費に対してそれを支援する自治体、地方公共団体に対して国が助成しますよというような制度になっております。

具体的には経営計画の策定に係る経費ですとか、事業化のための組織構築のかかわる経費、あるいは販路の開拓に係る経費、原材料の安定的な調達先の確保に係る経費、初期投資等に係る経費及びそれらに付随する経費といったものが助成の対象となるというものでございます。

先ほど申し上げたんですけれども、この交付金を受けて村内の事業主に対して補助を行ったというものでございます。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） わかりました。ありがとうございました。

2つ目なんですけれども、会計検査により指摘されたということなんです、会計検査はいつあったのですか。それから、また検査ではなくどのようなやり取りがあったか、また指摘されたのか教えてください。よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 初め最初の会計検査は、平成28年度なんですけれども、29年2月6日から10日まで群馬県、それから本村含みます15市町村を対象に会計検査院の会計実地検査が行われました。本村は2月7日に受検をいたしまして、この際に指摘事項、あるいは指示事項等がございまして、2月10日に群馬県庁において追加の検査が行われました。しかしながら、ここでも検査院の調査官からさらなる追加資料の提出等を求められまして、検査は未了となりました。この両日の指摘事項は、出納証拠書類の不足及び交付対象外経費と思われる経費が混入しているというようなご指摘でございまして、その後3月以降会計検査院、それから交付金の交付元であります総務省に対しまして、追加資料等を提出をしまりました。

また、平成29年6月には、会計検査院のほうからちょっと出向いてくれということがございまして、村職員4名が会計検査院に出向いたしまして、検査院の見解の説明を受けたところでございます。その後も検査院、それから総務省に対し、追加資料等を提出してきたわけですが、本年6月21日に再度の実地検査ということで、書面検査、それと全ての現地に調査官が出向きまして、検査が実施されました。翌日6月22日でございますけれども、群馬県庁において書面検査を受検いたしました。この結果、事業費のうち491万8,057円が交付対象経費と認められない経費及び支出の事実が確認できない経費であるとされ、係る事業費に対する交付金333万円が過大交付ということでご指摘をいただいたところでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

6番小野関治義議員。

〔6番 小野関治義君発言〕

○6番（小野関治義君） 返還しなければならなくなった原因というのは今の答弁で、返還しなければならなくなった原因というのは今の清村課長の答弁でいいと思うんですけども、この歳入予算に地域力循環創造事業補助金返還金として333万円とありますけれども、このお金は事業者から村に対して返還を求めるものなののでしょうか。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほどのご質問ですが、歳入予算に計上させていただきました333万円の金額につきましては、議員おっしゃるとおり村から出した事業者こちらから返還を村にさせていただくものでございます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 小野関治義君発言〕

○6番（小野関治義君） この国庫補助金を返還するということは、村にとって大変不名誉なことだと思いますけれども、再発防止についてどのように考えているかお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 再発防止ということでございますけれども、確かにこれは不名誉なことでございます。先ほど来お2人の議員さんに担当課長のほうから説明申し上げましたけれども、この内容については、もう補助金要綱、あるいは県の交付金の要綱についてもそういうものに全然当てはまらない、言うなれば飲食とかそういうものについて交付金、あるいは補助金交付要綱にもなっていないのがこれを支出した、こういうものが特に会計検査院のほうから指摘されたところでございます。

さらに、追加資料とかそういうもので出したものがその前にたしか25年の4月かそこらだと思っておりますけれども、出した書類がその領収書の支出の内容も一切合っていないと、これはどういうのかというものもまずご指摘をされたところでございます。これについては設計、あるいは領収書とかそういうものもつけ合わせもしてなく計算をするにもできなかつたような状況であります。そういう中でこれが返還ということになったんですけれども、これについては先ほど狩野課長からありましたけれども、廃油とかそういう問題については、まだまだこれからもしかしたら返還せよというようなものが出てくるかわかりませんが、何といたってもこういうことに対しては私も遺憾と思っております。

はっきり言うと事務処理、あるいはそのチェック体制等ができてなかったと、これは先ほど総務課長から話がありましたけれども、当時の職員体制、これは職員が1人でそのほか4人が臨時職員等があつたので、そのような組織の体制とかそういうものもいろいろ問題があつたと、チェック体制

もしなかったということが一番問題があるのではないかなと、そのようなことを考えまして、本当に誰が考えても遺憾なことでございます。今後とも総務省等との連携をいろいろやりながらこの汚名を返上していかなければならないというように考えておりますけれども、これが再び起こることがないように各所属長に対して法令に沿った事務処理の徹底をしてくださいと、それと所属内とか関係所属機関における総合添削、総合チェック機能の強化等について私のほうからこれを受けたところでまた訓示をさせてもらいました。

私自身今おとなしく話してはいますが、こういうものがあること自体が食、飲食をしたり何かしたらそういうものが公務員として絶対あってはならない、それを平気で申請しているようなもう腹立たしく思っております。こういうことは絶対ないはずで、今後こういうことがないように注意をさせていくということでやっていきたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

4 番村上慎一議員。

〔4 番 村上慎一君発言〕

○4 番（村上慎一君） 先ほどの村長の答弁で小野閣議員からの質問に対して今後からはこういったことのない防止策ということなんですけれども、いまいち表現が弱いかなと、これ約5,000万円の補助事業で、村の予算とすれば100億円ぐらいのところでは大きな補助事業だと思います。村財源ありませんから地域創生の観点からもこれからもいろいろな省庁へ補助金の申請をして村おこしのためにやっていたらいいので、こういうことが二度とあると単純に言うとならぬと、黒い村はブラックとなつてどうも管理もできないところだから補助金出たくないという傾向でもなつたら村のためにはすごいマイナスです。

私が知っている補助金のチェック体制の中には、いろいろなさまざまな補助金の項目の中に事前にこれとこれは対象になりますと、これとこれは対象になりませんというのはきちんとうたってあります。ましてこの大きい補助金の事業ですから、それで私が実際に自分の会社でやったときも通帳は補助金のために1個つくれと、ほかのものとまじつたらわからないので、一つ新たな銀行に通帳をつくらせてその出し入れをしたら、それも最終的に群銀で金利が2円ついてしまったおかげでまた国から来てそれをまた返還するというそんな大変なことをするのが補助金の事業なんです。それを今話を聞いていると、飲食とか領収書がなかったとかは言語道断、これは村の体制として先ほどの小野閣議員の質問の中で村長の意見としては決めていただければいいと思うんですけれども、例えば幾ら以上の補助事業に関しては、担当の課とか職員だけではなくて、例えば皆さん課長、皆さんが集まってこれにはもう間違いがないのかとか本来はお金を支払った後に補助金がもらえるんです。先に払ってしまったらあれは違つたなんていうこれもおかしいんです。それは先ほど村長が答弁されたように、その当時の体制がなつてなかつたのでそういうことが起きてしまったんだと思うんですけれども、村長も言われたように二度とこういうことがあってはならないので、その補助金の手順の仕様には必ず

沿っていただいて、なおかつもう1回汚点をつくってしまいましたので、絶対に再発がないようにぜひ村長の号令のもとにこの金額に対してはもう課長会で集まって決済を出すとか、そのくらいの厳しい体制でいかないと榛東村はこれからいろいろ伸ばしていこうと思っているところなのにマイナスのことができてしまいますので、ぜひそこら辺はこの議場の中だけのことでなくて、ぜひ執行側で十分稟議される、意見交換をされて村長のほうから強い姿勢で決定をしていただければと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 村上議員のおっしゃるとおりでございます。本当に執行として恥ずかしいし、逆にそれをチェックできなかった、その体制についても組織の内容についてもちょっと問題があったということも考えられます。特に今回の場合には、村上議員がおっしゃったとおり当初からどんぶり勘定と同じようなことをやっていた、通帳もつくらずそれとも合わずにやっていること自体がこれら後でわかったことですが、そういうものもない、領収書も、あるいは契約書とかそういう内容についても本当にいいかげんでやっていたと、これははっきり申し上げられるところでございます。これについても会計検査院のほうから相当な指示というんですか、検討せいというようなこともございました。これは会計検査院でなくて総務省そういうところからございました。これらを踏まえてこういう補助事業とか、そうでなくても村の単独事業にしても違う補助事業についても公明でできるように、公正でできるようにこれからも違う課ともチェックができるような体制をとっていかないと同じことが繰り返され、そして国とか県からも信用されない榛東村になってしまいます。これは今回のことについても榛東についてはどのぐらいの打撃があったかどうかというのは、もう初めから申請したときに国・県はこれはこういうことがあったから危ないからやらないとかそういうことは言いませんので、その数字的にはわかりませんが、これの打撃が相当あったということは想像する以上に今後襟をただしてやっていかなければならない、それでチェック体制もやらなければならぬ、あるいは今度の問題については、もう会計検査院が言うまでもなくこれらについても飲み食いについてこんなことをこういう交付金とか、補助金の中で接待とかそういうものをする事自体、これは公務員なら少なくともわかっているわけです。それを平気でそういう経費として含めて申請したと、こんなことはすぐわかってしまいます、国のほうから。こういうことがあってはならない、これから国・県に対してもいろいろ信用されるように努力していきたいというふうに考えています。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 10番小山です。

この問題については、私昨年の9月定例でもお伺いしたんですが、そもそも会計検査院の指摘とい

うのは、事務の不手際という2点です。領収書がない、また交付対象になる経費以外の経費が含まれている、この2点について指摘をされ、333万円という返還だと承知しております。鈴京さんを中心に多くの村の事業者の賛同を得てスタートした事業なんです、ただ事務の不手際だけで交付金の返還ということになったわけですが、この職員に対して会計検査官に立ち会った職員のこともございます。職員の公平性という観点から村はどのように考えているのか教えてください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは携わった職員の処分とかそういうことも含めてあれですか。

私も当初話をさせてもらいましたけれども、この当時の職員というものは正規の職員は1人で、エネルギー対策室ですか、ということで1人でやっておりました。アルバイト、嘱託が4人でやっておりました。これについても内容を聞かせてもらったんですけども、これらについてはみんなこの当時の総務課長、副村長、村長がいて私はみんな決済に回したと、みんな知っていてやったことだからということでありました。この書類を見ようとも我々させてもらったんですけども、本当にこれが見えない状態でした。数字を積み上げるのが後でできませんでした。そういうことを含めてこの処分についても検討したんですけども、だけれどもその職員は29年2月28日で自主的に退職をしたと、依頼退職したということでございまして、この退職者に対してこれを処分といいますか、それはできないのが現状でございます。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 先ほど小野関議員からも出たんですが、再発防止についてなんですが、本当にあつてはならないことということで、村の信用問題にもかかわります。このヒューマンエラーといいますか、人的チェック体制が甘かったということが最大の原因だと思うので、先ほども答弁していただいたんですが、くれぐれもこのようなことが二度と起こらないようにチェック体制をお願いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 小野関議員にちょっと簡単に言ってしまうとちょっと失礼だったんですけども、私のほうとしてもこの再発防止対策についてはこういうことが考えられるなということを私どもの方の考えられるそれで実施できる方法についてまた来週の火曜日に職員に対しても話をよくしたいというふうに考えております。

これが1つ目として事業の実施に当たっては、補助金等の交付要綱の理解をしると、それを守れ、2つ目としては、交付金の事業の経理処理の解説とかそういうものについて理解をしていく、そして事業主体への十分な説明もしなさいということで、これについては制度の概要、対象経費、経理処理、

契約事務、事務完了後の財産処分の制限とか、関係書類の保存、会計実施検査の受検は必ずあるわけですから、そういうものについて事業実施に当たっては特に注意するようにと、そして大きな2つ目として、高額な改修工事の発注、あるいは機械の設備の購入等に関しての助言指導を行いなさいと、事業主体が行う契約であっても恣意的な調達先の選定、これ今回ありました。どう見ても恣意的なものがあるのではないかなというようなことがありました。そして身内とか利害関係者への発注等が相当見られ、不適正に高額な価格での調達とならないように十分に留意をして、原則として地方公共団体が行う契約体制に準じまして、適正な公平な契約を行うようにということを考えております。

また、大きな3つ目として、中間検査の実施を行いなさい、事業の完成前であっても事業主体が行う中間会計検査時の立ち会い、あるいは書類審査を行うなど必要に応じて適切な助言を行いなさい、そして事業実績の審査の徹底についてでございますけれども、実施報告書の内容、点検、再積算などを行いまして、必要に応じて現地確認を行うなど審査を徹底してください、事業主体が保管すべき書類、これは財産台帳や契約関連書類などでございますけれども、これについても確認を行ってくださいということで、最後には事業完了のフォローアップもよくしてくださいということを今度の28日にこれを徹底させるつもりで私も考えたところでございます。これが徹底されないと今後も同じようなことが繰り返されても困りますし、これについてはこの事業だけでなく違うものについてもいえることでございますので、これについては徹底していきたいということで、再発防止対策を今さらに考えさせてもらっているところでございます。

○議長（南 千晴君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 9番杉井です。

この事業については、実は私議員になって1年目か2年目のときに総務産建の委員として研修に行っていたときに上毛新聞にどかんと出たわけです。それで他県にいましたので、群馬からファクスを送ってもらって確認をしたなという記憶がございます。

そういう中で、この事業については大きく3つあるかと思うんです。一つは例のある方がしている事業が一つ、2つ目が乾燥、いろいろ野菜を乾燥して榛東のブランド名をつけて出す、3つ目が油なんです。皆さん家庭で使っている油を集めてこれを燃料云々にすると、この大きな事業が3つなんです。この3つの事業の中で要は領収書と聞き取りとこういうことをされて会計検査院が結果論として333万円の返還金ということで示してきているんですけども、3つのうちの2つの事業はその当時始めた事業主が亡くなっているんです。そういう中で、この事業主お2人が亡くなっている、これは今回の会計検査院の措置について何か影響がありましたか。このお2人が亡くなっている中で、お願いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 会計実地検査に直接そのことが何か原因となって検査結果に影響を与えたのかというご質問でございますが、そういったことはなかったというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 総務課長のほうからそういうものの話は答弁させてもらいましたけれども、それははかり知れない我々にだろうなというようなことは、亡くなってしまったお2人について、はっきりと私も直接聞かせてもらいました。一連についてははっきりと内容がわからないんです。その人を知っていないんです。これははっきり私も聞いております。この知っていない人が私も直接行って話をさせてもらい、あるいは村の監査委員等が行って現地調査もさせてもらおう、そういうときもどんな妨害を受けたか、国からもらっている金だから村が何を言っているんだと、そこまでうちのほうは残っております。そういうことがはっきり言うと今どんな影響があったかということは、総務課長は丸く言っておりますけれども、はっきりとないことはない、私はそう思っています。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 2つ目はその333万円、質問がダブルかもしれないですけど、333万円については榛東村を通して事業主等にこの3,280万円は、いつているわけです。もちろん333万円が返還金という話になれば、村が村を通して国に返すのは当たり前の話なんです。そういう中でこれ一番重要なので伺います。この333万円については一応立て替えの形で事業主から全て返還を受ける、もらう、こういう確約をとってから今回の補正なのか、いや当事者には連絡してあって今回の補正なのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては返還をしなければならないということは、国のほうは交付金として出してそれが不適切だったということで、333万円を認定したわけですがけれども、これについては逆に反論ができなければ返さなければなりません。これは村として返さなければいけない、しかしこれについて村はその事業主に対して今度は補助金として出しているわけですから、村のほうから一旦出したものをこれは事業主と話し合いをするかしないかなんというのは関係なく、村長としてそれを返還命令しなければならない、これについてはちょっと内容について詳しくどういうことによつてということとはわからないというんですか、これについては全額を補助対象事業者へ交付したものであるから、今回返還する金額については当然のことながら補助対象事業者から返還を求めなければならないという決まりがございますので、これは相手のほうと話し合うとかそういうものではござい

せん。請求はします。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） それでは、333万円の国に対する返還金、これに対しては事業主に対しても命令で求めるだけなんです。そういうものの考え方という話で今村長が言われたあれを認識しております。それでよろしいですね。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ご存じのとおりJAとかそういうものについては、自立執行権があります。ただこの内容については自立執行権がありません。そのために納まらなかった場合にはよく話し合いをしますけれども、逆に民法と同じように裁判所に届け出てそちらのほうにやるということしか手だてはございません。もしやそれが納まらなければそこまでしないとこれはまずいのかなと、私はこの内容について自分たちもはっきり言うと会計検査院が認めております、事業主も。これは無理ですよ、それからいうと私は返してくれるということを思っております。それがだめだとしたらそれだけの手続はとるつもりでございます。

○議長（南 千晴君） もう3問終わりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。まず反対の討論から許可します。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結します。

直ちに採決を行います。

暫時休憩といたします。

午前10時57分休憩

〔13番 早坂 通君退席〕

午前10時58分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

議案第53号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日付議された案件は全て終了しましたので、平成30年第3回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 岸 昭 勝

榛東村議会議員 早 坂 通